

野田市税賦課徴収条例の一部を改正
する条例をここに公布する。

令和6年8月2日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第21号

野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

野田市税賦課徴収条例（昭和25年野田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第26条の6第1項各号列記以外の部分中「若しくは金銭」を削り、同項第9号を次のように改める。

- (9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金（当該公益信託の行政庁が千葉県知事であるものに限る。）

第37条の2中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第3条の3の2を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第37条の2の改正規定 令和7年4月1日
(2) 第26条の6第1項の改正規定、附則第3条の3の2を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の野田市税賦課徴収条例第26条の6第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「限る。」とあるのは、「限り、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託（千葉県知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であるものに限る。）

の信託財産とするために支出した金銭であつて、同項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。」とする。